

## Ⅶ 施設整備について

### 1 現状と課題

#### (1) 療育福祉センター

##### ① 立地

療育福祉センターは、高知市西部の若草町に立地し、若草養護学校子鹿園分校が西側に隣接し、同センターとは渡り廊下でつながっています。また、周辺には国立病院機構高知病院の他、高知大学、朝倉小学校なども立地しています。JRやバスなど公共交通機関の利便性もよく、国道33号線や56号線が近くを通り、高知自動車道の伊野インターチェンジも近くにあるなど、交通の便は優れていると言えます。

敷地面積は約10,500㎡(約3,180坪)あり、本館のほか、難聴幼児通園棟、発達障害者支援センター棟、旧看護師宿舎などが建っています。

平成24年5月10日に高知県が発表した南海トラフの巨大地震による津波の浸水予想では、同センター周辺は浸水予想区域とされていません(同センターの標高は約8～9m)。

##### ② 建物

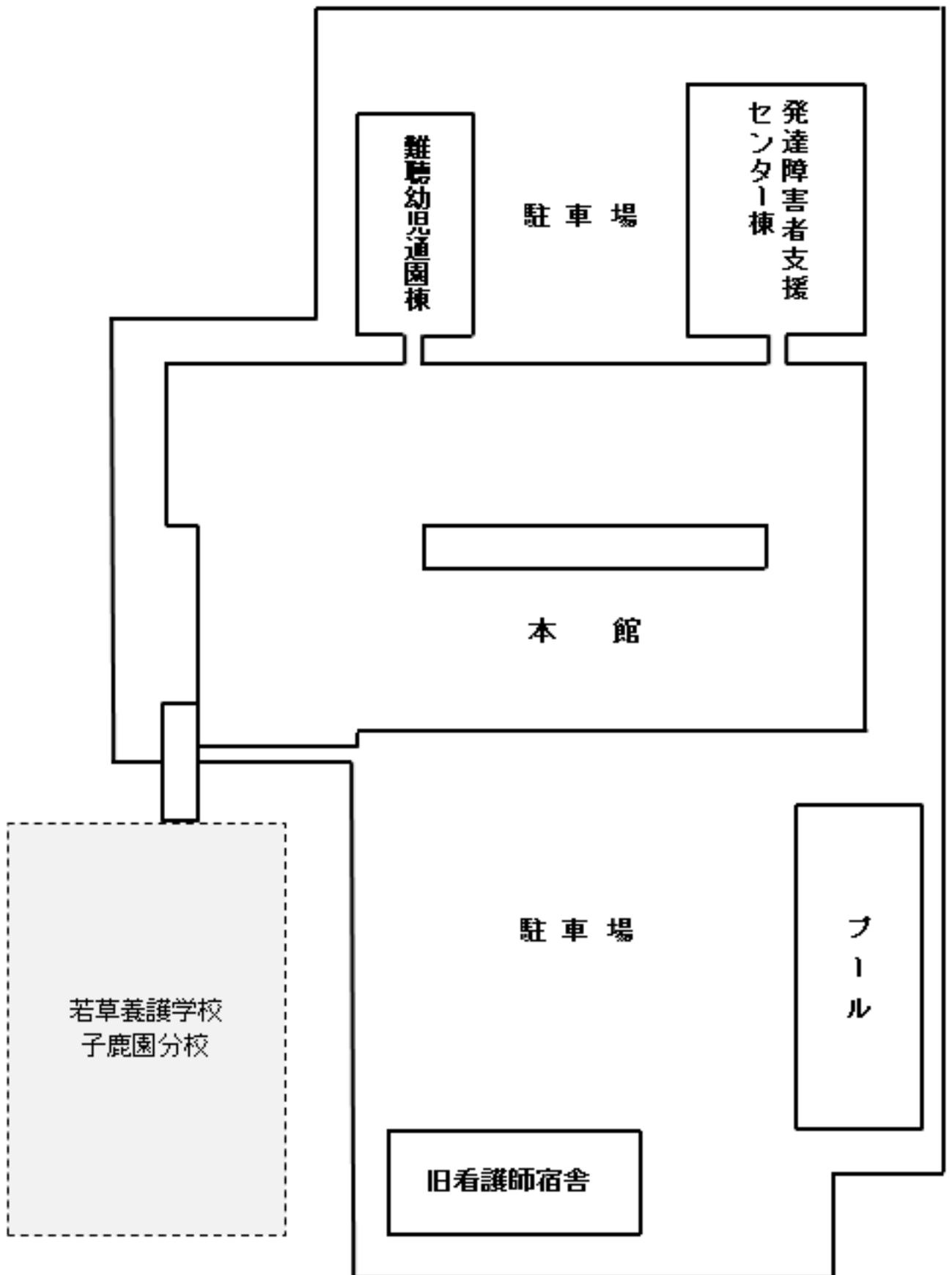
療育福祉センターの敷地には、4つの建物が建っています。【表48】 【図51】

いずれの建物も建築から相当年数が経過し、老朽化が著しいため、近い将来に発生が予想される南海地震に備え、安全確保の対策が急がれます。

【表48】

名称	建築年度	面積(㎡)	構造	主な用途
本館	昭和49年度	6,239.18	鉄筋コンクリート2階建	診療所(病棟、リハビリ訓練室等含む)、児童発達支援(肢体不自由児通園)、更生相談部門、食堂、総務部門 など
発達障害者支援センター棟	昭和56年度	1,170.32	鉄筋コンクリート2階建	発達障害者支援センター、児童発達支援(自閉症児通園) など
難聴幼児通園棟	昭和40年度	253.03	鉄筋コンクリート平屋建	児童発達支援(難聴児通園)
旧看護師宿舎	昭和50年度	529.86	鉄筋コンクリート2階建	※ 現在は使用していません。

【図 51】療育福祉センター配置図



## (2) 中央児童相談所

### ① 立地

中央児童相談所は、高知市東部の大津に立地し、周辺には高知大学医学部や同附属病院の他、岡豊高校、大津小学校、県立希望が丘学園（児童自立支援施設）などがあります。JR大津駅に近く、大津バイパスや国道195号線、国道32号線が近くを通るなど、交通の便は優れていると言えます。

敷地面積は約5,790㎡（約1,755坪）あり、建物は、本館のほか、一時保護所棟と児童支援ホームなどが建っています。また、敷地内には、一時保護所に保護された子どものためのグラウンド（1,517㎡）もあります。

平成24年5月10日に高知県が発表した南海トラフの巨大地震による津波の浸水予想では、同相談所の周辺は最大で1～2mの浸水が予想されています（同相談所の標高は約2～4m）。

### ② 建物

中央児童相談所の敷地には、3つの建物が建っています。【表49】 【図52】

このうち本館と一時保護所棟は老朽化が著しく、また耐震基準を満たしていないため、安全確保の対策が急がれます。

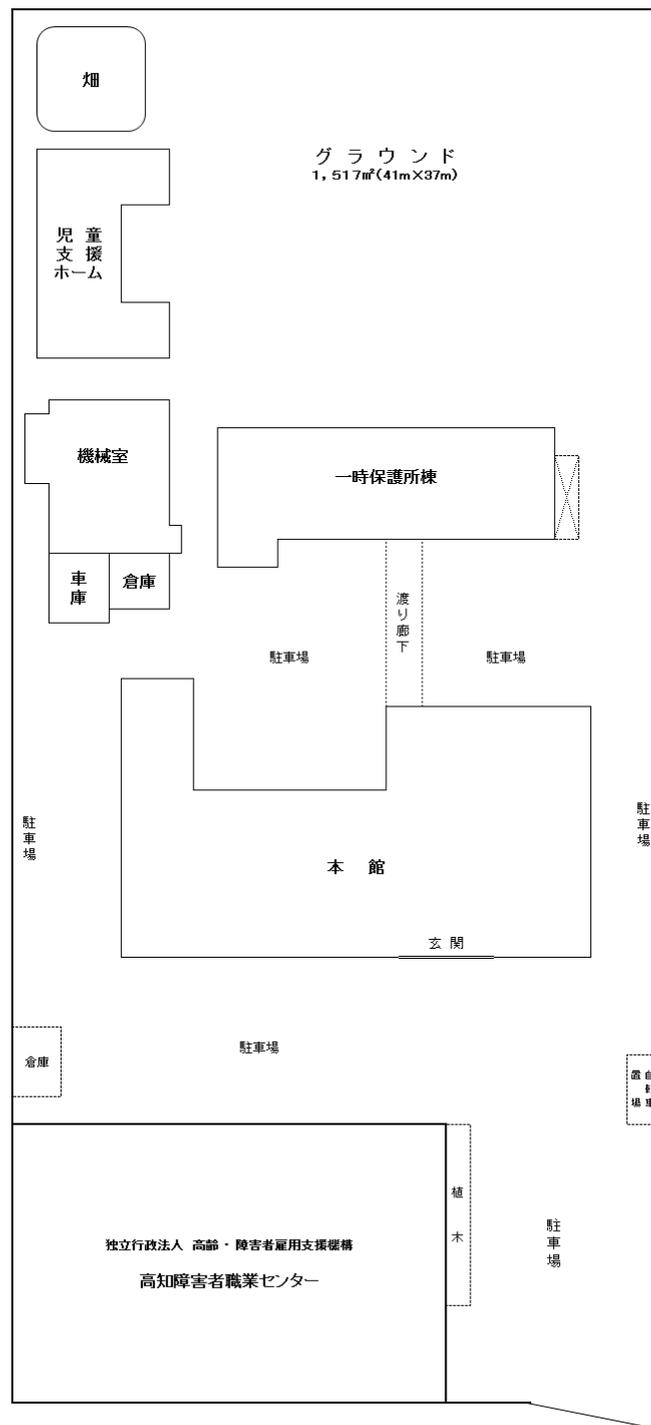
特に一時保護所棟は、居室をはじめそれぞれの部屋が狭い中で、非行の子どもと虐待を受けた子どもを一緒に処遇するなどの混合処遇の問題が生じているほか、就学前の児童の受入スペースや夜間緊急保護スペースがないといった課題があります。

また、児童支援ホームは、子どもの家庭復帰を前提に、家庭的な雰囲気による心身の安定と親子関係の調整を図ることを目的に整備されたものですが、近年は、そうした目的の利用が少なく、一時保護所の混合処遇の回避や緩和などの目的で利用されることが多くなっています。

【表49】

名称	建築年度	面積（㎡）	構造	主な用途
本館	昭和55年度	1,772.96	鉄筋コンクリート3階建	事務室、会議室、面接室、判定室、プレイルーム など
一時保護所棟	昭和55年度	485.39	鉄筋コンクリート2階建	居室、食堂、図書室デイルーム、事務室 など
児童支援ホーム	平成11年度	269.63	木造2階建	居室、談話室、宿直室 など

【図 52】 中央児童相談所配置図



## 2 施設整備の考え方

今後、両機関が、子どもの相談・判定・医療・施設機能を併せ持った総合的な施設として相談に応じ、さらに、子どもや保護者のニーズに迅速に対応し、また、両機関が、それぞれの機能をうまく連携させ、子どもと保護者により効果的な支援を行っていくためには、両機関が同一の建物の中にあることが望ましいと考えます。

また、老朽化が著しい両機関の建物は、できるだけ早期に耐震性の高い建物に改築する必要があり、利用者の利便性や改築に要する費用の面からも、同一の場所に合築することが合理的であると考えます。

### (1) 立地場所

両機関の新しい建物の立地場所は、利用者にとっての交通の利便性や地震発生時の津波浸水に対する安全性、また、一定規模の敷地面積が必要なことなど総合的に判断して、現在の療育福祉センターの敷地での整備が適当であると考えます。

### (2) 施設整備にあたっての基本的な考え方

両機関の建物の合築整備にあたって基本とすべき事項は、次のようなことが考えられます。

#### ① 相談や診療、療育支援などが受けやすい環境

総合相談窓口を来所者がすぐわかる場所に設けるほか、相談や診療、療育支援を受けやすくするため、わかりやすい動線や案内表示を工夫するとともに、相談室の防音化や来所目的が異なる人の動線、待合室が重ならない工夫など、来所者のプライバシーに十分配慮する必要があります。

また、様々な不安を抱えた方が多く来所するため、建物全体を安心感のある雰囲気にすることが大切です。

#### ② 子どもにとって安全で安心な環境

一時保護所の入所児童をはじめ、入院や短期入所児童のプライバシーを保護するため、来所者の動線や部外者の視線が児童の生活スペースに及ばないようにするとともに、やすらぎや安心感のある居室等の整備が必要です。

#### ③ 保護者同士が気軽に交流できる環境

保護者同士の情報交換や主体的なグループ活動などを促進するため、気軽に交流できるスペースや喫茶スペースを確保する必要があります。

#### ④ 両機関が連携しやすい環境

両機関が、情報を共有し、連携・協働して支援活動を行えるようにするため、事務スペースの一体化や会議室、研修室の共有化などを図る必要があります。

⑤ 環境にやさしい施設

環境に配慮するとともに、災害時の備えとしても、可能な限り太陽光発電設備や蓄電設備の設置、地下水や雨水の活用などを図る必要があります。

⑥ 南海地震などの災害に備えた施設

災害時に障害のある子どもなど要援護者の福祉避難所とするともに、地域住民の一時的な避難場所として活用されることも考慮して、防災拠点スペースを設置するなど、県立施設として災害時に期待される役割を果たすことができるようにする必要があります。

**(3) 一時保護所の施設整備について**

現在の一時保護所については、狭隘化や混合処遇などハード面で課題が多い状況であり、求められる役割についても対応することが必要ですので、これらの課題を解決するための施設整備は、次のようにすべきと考えます。

① 障害のある子どもも含めた子どもの安全等への配慮

一時保護所での障害のある子どもの受入に対応したバリアフリー化や子どもへの適切な支援のために必要な居室スペースや環境を確保するとともに、2階等からの転落や外部からの侵入を防止するなど、安全管理面での対策が必要となります。

② 児童養護施設等のバックアップ

児童養護施設等に入所措置が行われている子どもであっても、一時保護所で一定期間、行動観察や心理判定を実施し、子どもの処遇について専門的な助言を行うなど、施設のニーズに応えられる環境整備が必要となります。

**(4) その他施設整備に関する意見**

その他、施設整備にあたって留意または配慮すべき事項について、委員から次のような意見がありましたので、これらの意見も参考に施設整備の検討を行うことを望みます。

- ・ 特に肢体不自由児の雨天時などの車の乗り降りに配慮して、駐車場から建物の入口まで屋根を設置してほしい。
- ・ 障害のある子どもの訓練に使えるよう、プールを設置してほしい。
- ・ 関係機関とテレビ会議ができるような情報環境の整備が必要。
- ・ 建物の屋上を有効的に活用して、子どもがリラックスしたり、様々な体験ができるようなスペースを設置してほしい。
- ・ 隣接する高知若草養護学校子鹿園分校の空き教室等の活用について、県教育委員会と協議・検討が必要ではないか。